

福島市告示第40号

福島市自転車放置防止条例（平成2年3月26日条例第18号）第10条第2項の規定に基づき、自転車放置禁止区域内に放置されていた自転車を撤去し、保管している次に掲げる自転車で、同条例第10条第4項及び施行規則第7条に定める保管期間を経過したものは、民法239条に基づく無主物として福島市が占有し、所有権取得のうえ処分する。

令和4年1月31日

福島市長 木幡 浩

1. 撤去し、保管した自転車が放置されていた場所

自転車放置禁止区域

2. 撤去し、保管した自転車の台数

20台

3. 撤去し、保管した年月日

令和3年12月8日

4. 撤去し、保管した自転車の返還を行う時間及び場所

土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前10時より午後4時まで
福島市三河北町75-1 先 西町自転車保管所

5. 撤去し、保管した自転車の返還を行う期間

告示をした日の翌日から起算して90日間